

ID: 1794

担当部署: 建設水道課

| | | | |
|--|---------------|---------|----------|
| 処分の概要 | 推進法人の指定の取消し | | |
| 法令名 根拠条項 | 都市緑地法 第73条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和48年法律第72号 | | |
| 【基準】 法第73条第1項の規定による。 (指定の取消し等) 第73条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 令和5年4月1日 |